

公務員に就職・退職した時の児童手当

☎ (876) 1280

児童手当は受給者が公務員か否かで、支給元が違います。公務員に就職、または退職した人は別途手続きがあります。

●公務員に就職した人

公務員採用になった場合、採用年月日で浦添市の児童手当の受給資格を失いますので「受給事由消滅届」と「辞令の写し」を提出する必要があります。

手続きが遅れると、支給した手当を返還してもらう可能性がありますので、公務員採用後、早めに手続きをしてください。

※非常勤職員等で所属庁の共済年金等に入入する場合も児童手当が切り替わることがあります。勤務先にご確認ください。

※琉大等の独立行政法人の共済は除く。

●公務員を退職した人

公務員（出向等を含む）を退職した場合は、浦添市役所で新たに申請が必要となります。

公務員退職日の翌日から起算して15日以内に手続きをお願いします。

その際に、勤務先で発行された「児童手当受給事由消滅通知書の写し」も併せて提出してください。

申請が遅れると支給できない月が発生する可能性がありますので、必ず期限内に申請をお願いします。

新型コロナウイルスによる、介護保険料の猶予・減免

☎ いきいき高齢支援課

☎ 内線 3581 ～ 3583

65歳以上の第1号被保険者で、新型コロナウイルス感染症などの影響により収入が減少し、介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の納付の猶予、または減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせください。

※令和3年度介護保険料の猶予・減免の申請期限は3月31日までとなっています。

各種相談無料。秘密厳守します。

場所 市役所1階市民相談室

【各種相談】

●市民相談

市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する意見や要望、苦情など

日時 月～金曜日、午前9時～午後5時

●法律相談（要予約）

市民相談に関わる諸々の法律相談

日時 弁護士相談は毎週火曜日、司法書士相談は毎週水曜日、ともに午後2時～午後4時30分

●行政相談

行政機関等の業務に関する

あなたに伝えたい市民講座「もっとはなしませんか」

☎ (876) 1305

思春期の子どもの心と体と性について学びます。心の悩みを抱えている子どもたちの声に耳を傾け、家庭や地域で子どもたちと会話をするきっかけを作るための2時間です。対面とオンライン同時で開催します。

日時 3月17日（木）午後7時～午後9時

講師 笹良 秀美氏（助産師、思春期保健相談士、公認心理師）

場所 中央公民館第1研修室

対象 市内在住・在勤の保護者・支援者・学校関係者など

費用 無料

定員 対面20人、Zoom30人

※定員を超えた場合は抽選となります。

申し込み 電話または専用申し込みフォーム

※受講形態（対面・Zoom）を選択ください。

※託児・手話通訳あり

受付期間 3月10日（木）午後5時まで



▲あなたに伝えたい市民講座専用申し込みフォーム

子育て・教育

会計年度任用職員に採用された時の児童手当

☎ (876) 1280

自治体などで会計年度任用職員に採用され、共済年金等に入入した場合、児童手当が勤務先からの支給になる場合があります。

勤務先での受給になった場合、共済加入年月日で浦添市の受給資格を失いますので「受給事由消滅届」と「共済年金に加入していることがわかる書類」を提出してもらう必要があります。

手続きが遅れると、支給した手当を返還してもらう可能性がありますので、共済加入の翌日から起算して15日以内に手続きをお願いします。

詳しくは、勤務先にご確認ください。

「眼の障害」で2級の特別児童扶養手当を認定されている人へ

4月1日から「眼の障害」の障害認定基準が一部改正されます。

☎ 問い合わせ こども家庭課 ☎ (876) 1280

「眼の障害」で2級の特別児童扶養手当を認定されている人のうち、4月1日に改正される「眼の障害認定基準」によって、障害等級が上がり、手当額が増額となる可能性があります。

障害等級が上がり、手当額の増額を希望される場合は、4月以降、額改定請求の手続きを行ってください。

※改定内容については右記の「改正後の認定基準」をご覧ください。

1.支給対象者

眼の障害（視力障害と視野障害）2級の特別児童扶養手当を認定されている人。

2.手続き方法

【手順1】こども家庭課窓口（市役所2階）で診断書様式を受け取る。

【手順2】医療機関で診断書を記入してもらう。

【手順3】4月以降にこども家庭課窓口で診断書を提出する。

3.改正後の認定基準

等級	障害の状態
1級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金（10万円）の申請はお済みですか？

☎ 問い合わせ こども家庭課 ☎ (876) 1280

1.支給額

児童1人あたり一律 **10万円**

2.支給対象者

以下①～③のいずれかに該当する児童を養育する保護者

① **中学生以下** 令和3年9月分の児童手当の支給対象児童

② **高校生等*** 令和3年9月30日時点で高校生等*の児童

③ **新生児** 令和4年3月31日までに生まれた児童

●すでに支給を受けた場合は、その児童の分の支給はありません。

※転入前の市町村から支給を受けた場合も含む。

●主たる生計維持者の所得が所得制限限度額以上の人は対象外となります。

●令和2年中の所得が未申告の場合、申告をお願いします。

●令和3年度児童手当現況届が未提出の人は、支給できない場合があります。

●①～③の児童を養育する保護者には公務員も含まれます。

3.申請の要否（支給対象者のうち、申請の要否が異なります）

申請不要

以下①～③のいずれかに該当し、浦添市から児童手当を受給している人（①②は、令和3年12月27日に振り込み済みです）

①中学生以下の児童のみを養育している人

②高校生等と中学生以下の児童を養育している人

③令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育している人（手続きが出来次第、随時振り込みます）

申請必要

①高校生等のみを養育している人（中学生以下は養育していない）

②勤務先から児童手当を受給している**公務員**（令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育している人も含む）

●申請が必要な人は、申請書に振込先口座などを記入し、必要書類と一緒にこども家庭課へ原則郵送で提出してください。審査後、随時振り込んでいます。

申請期限：3月18日（金）※郵送の場合は必着です。

※新生児についての申請期限は別途ご相談ください。

●原則児童の父母が対象者になります。

●住民票上別居しているお子さんのみ養育している世帯については、窓口またはホームページから申請書を取得してください。

※高校生等とは…平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人で、配偶者を有していない人です。高校に在学していない社会人等の人も対象です。

サンレー 紫雲閣

中央紫雲閣

〒901-2102 沖縄県浦添市前田2丁目15番1号

Tel. **873-3000**

那覇北紫雲閣

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅3丁目22番地

Tel. **865-3030**

会館葬、お寺葬、自宅葬、互助会会員、宗派に関わらずご利用いただけます。

そらうみ法律事務所

SORAUMI LAW OFFICE

離婚・相続・不動産・借金等、お気軽にご相談ください

相談料 30分 3,300円

西原ICから車で8分 サンエー経塚シティすぐ近く

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドウォール・グスク3号室

tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

☞「浦添 弁護士」で検索

沖縄弁護士会所属 弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

Panasonic Homes & Living

ダイナミックな吹き抜け、ビルトインガレージ、上質な空気がもたらすプレミアムな展示場

内観写真や地図等の詳細は右記のサイトよりご確認ください。

那覇新都心展示場

住所：那覇市銘苅 2-11-17 TEL. 098-941-2980

営業時間：10：00～18：00/定休日：水曜日

※現在、完全予約制にてご案内しております。

ご予約をお願い致します。

パナソニックホームズ株式会社 沖縄支社

あなたの夢を建てる。 Panasonic Homes



17 広報うらとえ 2022年3月1日

2022年3月1日 広報うらとえ 16